平成26年度冬季に発生した高病原性鳥インフルエンザに係る 疫学調査報告書の概要について

平成27年9月 高病原性鳥インフルエンザ疫学調査チーム

1 平成26年度冬季に発生した高病原性鳥インフルエンザの概要

平成26年12月16日、本病(H5N8亜型)が宮崎県延岡市で発生した。その後、12月28日に宮崎県宮崎市、12月30日に山口県長門市、平成27年1月15日に岡山県笠岡市、1月18日に佐賀県有田町でそれぞれ発生した。

今回の各発生事例で、近隣諸国で本病が比較的大規模に発生し、国内の野鳥でも検出されている中であっても、日頃からの飼養衛生管理が適切に行われ、発生時に早期発見、通報がなされ、それに続く殺処分等の的確な防疫対応も功を奏し、続発・まん延することなく終息した。

2 分離されたウイルスの特徴

(1) ウイルスの遺伝的性状

昨冬発生した鳥インフルエンザのウイルスについては、海外での発生状況、国内外の野鳥での検出状況及び分子疫学的解析結果から、①平成26年11月上旬以降遺伝的に区別される少なくとも3つの系統のウイルスが新たに国内に侵入したことが推察されること、②5例の発生農場において確認されたウイルスがいずれもこれら3系統のうちの一つに属すること、③いずれの3系統のウイルスも平成26年4月に熊本県で確認されたウイルスとは異なる系統であり国内に残存していたものではないことが確認された。

(2) ウイルスの病原性

宮崎県延岡市の事例で分離されたウイルスの感染実験の結果、熊本で発生したウイルス株と同様、鶏では感受性は低いが、感染が成立した場合には、高い確率で死亡することが確認された。

3 我が国への侵入経路・侵入時期

(1) 人や物を介した侵入の可能性

いずれの発生事例も、海外から人や物を介して農場に直接ウイルスが持ち込まれたことを示唆する事実は認められなかった。

(2) 野鳥を介したウイルスの侵入の可能性

ウイルスの遺伝子レベルでの類似性の解析や発生時期から、平成25年度冬季に東アジア地域で流行したウイルスが、平成26年春に渡り鳥によって北方に運ばれ、繁殖地や経由地でウイルスが維持された結果、平成26年度秋から冬季にかけて越冬のために南下する渡り鳥が感染し、日本に飛来することによりウイルスが持ち込まれた可能性が高いと考えられる。

4 農場への侵入経路

発生状況、飼養衛生管理の状況の調査結果等からは、人・車両や飼料・飲水といった経路から鶏舎にウイルスが持ち込まれたことを示唆する情報は得られていない。一方、発生農場付近には豊かな自然環境が共通してみられることから、野生動物や野鳥により、ウイルスが持ち込まれた可能性は否定できない。

5 提言

今回の疫学調査等の結果に基づき、今後の発生予防の取組に関して以下のとおり提言する。

(1) 家きんの健康観察及び早期通報

今回の発生株は、過去に発生したH5N1亜型ウイルスと比較して、鶏農場での早期発見が容易なウイルスではなかったと推察される。しかしながら、日頃から緊張感をもった警戒をしつつ、飼養衛生管理を徹底し発生した際にも早期通報及び迅速なまん延防止措置が実施されたことにより、感染拡大を防ぐことができたと考えられる。今後も飼養管理者のみならず関係者が連携して侵入防止や早期発見に万全を期すことが重要であり、そのために、日頃の慎重な観察と異常に気付くことができる感覚を育成することが極めて重要である。

(2) 野鳥・野生動物によるウイルスの侵入防止対策

農林水産省が実施した研究の結果、農場内には多様な野生動物が侵入している一方で、飼養者の多くはこれらの侵入を認識していなかったことが判明している。このため、野生動物の侵入防止対策を徹底するとともに、より効果的な対策を図るため、野生動物の感受性等のウイルス性状解析や野生動物の行動に関する調査などを、より積極的に実施する枠組みが必要である。

(3) 防疫対策の再徹底

昨冬から本年春にかけて世界各国で流行したウイルスが、本年春に渡り鳥によりロシア等の営巣地に持ち帰られ、そこで維持されている可能性は否定できない。このため、これらのウイルスが、今秋以降の渡り鳥の飛来に伴って日本に持ち込まれる可能性を考慮し、家きん舎に入る際の消毒を徹底するなど、改めて農場のバイオセキュリティーを点検し、これまで以上の厳重な警戒が必要である。

(4)情報収集

今後とも、世界各国における本病の発生情報等を収集・分析し、防疫対策に活用する必要がある。特に、我が国へ渡来する渡り鳥の移動経路上にある中国、韓国等における鳥インフルエンザに関する情報を積極的に収集する必要があり、行政や研究者間の交流を推進するとともに、より強固な国際的な枠組みの構築等についても検討する必要がある。